

議案第 30 号

四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例について

四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町湯の里ふれあいの家条例（平成18年四万十町条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表浴場の項料金の欄中「480円」を「700円」に改め、同表家族風呂の項料金の欄中「1 時間」を「30分」に、「1,910円」を「1,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。